

兵庫県公報

平成22年4月9日 金曜日 第2173号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 丹波市の区域内における字の区域変更及び字の廃止（市町振興課）	1
○ 土地改良区清算人の退任の届出（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（水質課）	4
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	10
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	17
○ 同 上（同）	17
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（同）	18
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	18
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	18
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	20
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	20
○ 私立幼稚園の設置認可（教育課）	22
○ 私立各種学校の廃止認可（同）	22
○ 二級河川妙法寺川水系河川整備計画の策定（河川整備課）	22
○ 新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告（都市計画課）	23
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	23
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	23
企業庁公告	
○ 落札者等の公示（猪名川広域水道事務所）	25
○ 同 上（北摂広域水道事務所）	25
○ 同 上（東播磨利水事務所）	25
○ 同 上（同）	26
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	26

告 示

兵庫県告示第430号

丹波市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、丹波市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
山南町和田	八幡ノ下	202の3 2192から2200まで 2201の1 2201の2 2202の2 2203	山南町草部	北 林
山南町草部	北 野	1の1から1の3まで 1の5から1の10まで 434 449 460の4 460の5		
	野 口	89		
	北 畑	331の3 331の4 332の2 344 344の1 344の2 345の1 345の2		
	沢 田	438		
	八幡ノ下	441の2		
	裏 藪	468の3 477 477の2から477の7まで		
大 路 山	1004			
山南町美和	車 田	774		
山南町和田	柿ノ木峠	204の1 2205の1 2205の3 2207の2	山南町草部	野 口
山南町草部	干 田	87の1 93の2	山南町草部	北 沢
	北 林	466 466の2から466の4まで		
	山 根	74 74の1 74の4 75の2 437の2 437の3	山南町草部	道 東
		甲334 甲334の1から甲334の3まで 甲335		
	蓮 場	甲461の1		
	軸 谷	甲469の1		
	野 口	91の9から91の12まで	山南町草部	北 野
	南 畑	255の1 255の5 255の6 280の1 280の2 281の2	山南町草部	ク ゴ
	川原堤	504の1 504の6 504の8から504の10まで		
	北 林	326の1 326の2	山南町草部	裏 藪
		326の3 326の4 327の1 328の1 328の2 329 329の1 330の1 335の1 335の2 339 339の1	山南町草部	北 畑
	道 東	甲338の2		
	蓮 場	甲461の2		
	稲 荷 藪	471		
裏 藪	472 473の1から473の4まで 474 475の4 475の5 476の5 477の1			
道 東	甲336の2 甲524の6	山南町草部	山 根	
北 畑	446の10 446の12			
藤 内	甲491の1から甲491の3まで			

堂ノ前	418 421の1から421の4まで	山南町草部	中 畑
東 林	422の1 422の2		
北 畑	433の1から433の3まで		
大 年	442	山南町草部	東 林
北 畑	443 445		
北 野	447の1 448		
道 東	甲453 甲454	山南町草部	清 瀧
北 野	459の2 459の3	山南町草部	野 口

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地及び公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字山南町草部字野口90の1から90の3までに隣接する水路である公有地の一部、大字山南町草部字北野461の2に隣接する道路である公有地の全部、大字山南町草部字裏藪468の1、468の2、469の1、469の2に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町草部字裏藪475の1に隣接する道路である公有地の全部は、大字山南町草部字北林に編入する。

また、大字山南町草部字北野2の4、2の8、2の9に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町草部字野口に編入する。

また、大字山南町草部字北野435の2に隣接する水路である公有地の全部、大字山南町草部字北林467の2に隣接する水路である国有地の全部は、大字山南町草部字北沢に編入する。

また、大字山南町草部字東林495の2、496の2に隣接する道路である公有地の全部、大字山南町草部字道東甲338の1に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町草部字北畑に編入する。

また、大字山南町草部字堂ノ前282の2、284の1、284の2、285、285の2、287、288に隣接する道路である公有地の全部は、大字山南町草部字クゴに編入する。

また、大字山南町草部字東林290、291の4、291の8に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町草部字清瀧に編入する。

また、大字山南町草部字東林291の8、493の1から493の3まで、498、499、500の8から500の10までに隣接する道路である公有地の一部、大字山南町草部字北野448に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町草部字道東に編入する。

また、大字山南町草部字道東甲340、甲340の1、甲341の1に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町草部字蓮場甲461の1に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町草部字東林に編入する。

また、大字山南町草部字道東甲336の1、甲337の1に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町草部字山根に編入する。

また、大字山南町草部字小町谷甲475の10に隣接する大字山南町草部字軸谷の水路である公有地の一部は、大字山南町草部字小町谷に編入する。

備考 地番は、平成21年12月15日現在の地番である。



兵庫県告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

木津土地改良区

氏 名	住 所
澗 口 輝 幸	赤穂市木津296番地
那 波 實	同 市木津159番地
高 瀬 隆 信	同 市木津1327番地の105
茶 元 一 一	同 市木津390番地
前 田 祐 子	同 市木津828番地

康 乘 肇 同 市木津1002番地の1
 金 谷 信 也 同 市尾崎3117番地の13
 大 道 喬 同 市南野中360番地
 廣 門 幸 司 同 市中広918番地
 竹 原 秀 郎 同 市木津504番地
 竹 坂 守 正 同 市木津1179番地の7
 中 田 正 男 同 市木津290・291番合併地



兵庫県告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成22年3月29日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	ヒジ山池地区	平成22年4月9日から 同 月30日まで	篠山市役所



兵庫県告示第433号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 淡路市
 淡路市生穂新島8番地
 市長 門 康彦
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 淡路市温泉館パルシェ香りの湯
 淡路市尾崎字穴口3020-1

(3) 特定施設に関する事項

種	類	66号の2イ ちゅう房施設			
変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
能	力	300食/日		350食/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		6時～22時 6時間		6時～22時 11時間	
使用時間の季節的変動の概要		な し		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	250	300	250	300
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	300	400	300	400
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	250	300	250	300
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	50	150	50	150
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	5	32	5	32
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	30	120	30	120
	大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm ³)	100	300	100	300
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		12	12	18	18

66号の2ハ 入浴施設 (No. 1)				66号の2ハ 入浴施設 (No. 2)			
変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
200人/日		450人/日		1人/回		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
-		許可後		-		許可後	
10時~22時 12時間		6時~8時、11時~22時 13時間		16時~22時 6時間		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6
80	100	80	100	80	100	80	100
100	120	100	120	100	120	100	120
50	70	50	70	50	70	50	70
20	50	20	50	20	50	20	50
3	5	3	5	3	5	3	5
-	-	-	-	-	-	-	-
500	800	500	800	500	800	500	800
25	25	111	266	7	7	8	8

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	し尿処理施設							
変更前後の区分		変更前				変更後			
型	式	INAX 株式会社製合併浄化槽 +接触酸化				INAX 株式会社製合併浄化槽 +STT 担体流動			
構	造	FRP 製				同 左			
主	要	寸 法				39.53m×2.5m×3.1m			
能	力	65m ³ /日				105m ³ /日			
汚水等の処理方式		接触ばっ気+接触酸化				接触ばっ気+担体流動			
工事着手予定年月日		既 設				許可後			
工事完成予定年月日		既 設				着手後2週間			
使用開始予定年月日		既 設				完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	250	10	15	200	250	10	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	250	300	20	25	250	300	20	25
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	250	300	20	30	250	300	20	30
	窒素含有量 (単位 mg/L)	50	60	15	30	50	60	15	30
	りん含有量 (単位 mg/L)	10	15	5	10	10	15	5	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	20	30	10	15	20	30	10	15
大腸菌群数 (単位 個/cm ³)	無数	無数	800 以下	800	無数	無数	800 以下	800	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m ³ /日)		65	65	65	65	105	105	105	105

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No. 1	No. 2、No. 3	No. 1	No. 2、No. 3
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	65	雨水専用排水口	165	変更なし
	最大	65		320	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8~8.6		5.8~8.6	
	最大	5.8~8.6		5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10		10	
	最大	15		15	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	20		20	
	最大	25		25	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	20		20	
	最大	30		30	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	30		15	
	最大	60		30	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	5		5	
	最大	10		10	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	10	10		
	最大	15	15		
大腸菌群数 (単位 個/cm ³)	通常	800以下	800以下		
	最大	800	800		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年4月9日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び淡路市生活環境課



兵庫県告示第434号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成22年3月25日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 株式会社アイエンス
主たる営業所の所在地 神戸市中央区栄町通1丁目1番18号
代表者の氏名 早川逸夫
許可番号 兵庫県知事許可(般-18)第114825号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成22年4月9日から同月30日までの22日間

4 処分の原因となった事実

株式会社アイエンスは、機械器具設置工事業の許可が必要な民間工事において、許可を有しないにも関わらず、工事を請け負い、さらに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。

また、同工事において、建設業法第26条第2項に規定する資格等要件を満たす技術者を配置しなかった。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年5月8日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年4月9日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加美八千代線	多可郡多可町八千代区中村字岸ノ下283番から	旧	5.0から 9.0まで	804.0	
	同 郡同 町八千代区下村字上野尻125番1まで	新	11.0から 29.0まで	868.0	



兵庫県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月9日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年4月9日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟香寺線	姫路市香寺町広瀬字キレット13から	旧	7.0から 9.0まで	27.0	
	同 市香寺町広瀬字キレット18番1まで				
同	姫路市香寺町広瀬字キレット13から	新	6.0から 9.0まで	9.0	
	同 市香寺町広瀬字キレット14まで				



兵庫県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月9日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 黒田庄多井田線	西脇市黒田庄町福地字山へ田238番1から 同 市上比延町字芦谷1607番まで	旧	3.0から 19.0まで	2,060.0	
		新	12.0から 46.0まで 3.0から 19.0まで	1,766.0 2,060.0	



兵庫県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月9日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月9日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	姫路市香寺町広瀬字キレット18番1から 同 市香寺町広瀬字キレット9番1まで	旧	14.0から 33.0まで	62.0	
		新	14.0から 33.0まで	62.0	



兵庫県告示第439号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上真宗 I (139040001)	佐用郡佐用町真宗（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
問村 I (139040002)	佐用郡佐用町真宗（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
中野 I (139040003)	佐用郡佐用町真宗（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
上真宗 II (139040004)	佐用郡佐用町真宗（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩崎 II (139040005)	佐用郡佐用町真宗（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
中野 II (139040006)	佐用郡佐用町真宗（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊

金山Ⅱ (139040007)	佐用郡佐用町真宗 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
添谷(1)Ⅰ (139040008)	佐用郡佐用町上本郷 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
添谷(2)Ⅰ (139040009)	佐用郡佐用町上本郷 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
添谷(3)Ⅰ (139040010)	佐用郡佐用町上本郷 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
添谷Ⅱ (139040011)	佐用郡佐用町上本郷 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
大内谷Ⅰ (139040012)	佐用郡佐用町上本郷 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
大内谷(1)Ⅱ (139040013)	佐用郡佐用町上本郷 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
大内谷(2)Ⅱ (139040014)	佐用郡佐用町上本郷 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
大内谷(3)Ⅱ (139040015)	佐用郡佐用町上本郷 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
鎌倉Ⅰ (139040016)	佐用郡佐用町上本郷 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
鎌倉(1)Ⅱ (139040017)	佐用郡佐用町上本郷 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
鎌倉(2)Ⅱ (139040018)	佐用郡佐用町上本郷 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
鎌倉(3)Ⅱ (139040019)	佐用郡佐用町上本郷 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
乃坂Ⅰ (139040020)	佐用郡佐用町志文 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
志文Ⅰ (139040021)	佐用郡佐用町志文 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
志文(1)Ⅱ (139040022)	佐用郡佐用町志文 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
志文(2)Ⅱ (139040023)	佐用郡佐用町志文 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
志文(3)Ⅱ (139040024)	佐用郡佐用町志文 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
春哉Ⅱ (139040025)	佐用郡佐用町春哉 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯浅口(1)Ⅰ (139040026)	佐用郡佐用町下本郷 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯浅口(2)Ⅰ (139040027)	佐用郡佐用町下本郷 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯浅口(1)Ⅱ (139040028)	佐用郡佐用町下本郷 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊

湯浅口(2)Ⅱ (139040029)	佐用郡佐用町下本郷 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(1)Ⅱ (139040030)	佐用郡佐用町下本郷 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(2)Ⅱ (139040031)	佐用郡佐用町下本郷 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村(3)Ⅱ (139040032)	佐用郡佐用町下本郷 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯浅(1)Ⅱ (139040033)	佐用郡佐用町下本郷 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯浅(2)Ⅱ (139040034)	佐用郡佐用町下本郷 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
市ノ上(1)Ⅱ (139040035)	佐用郡佐用町乃井野 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
市ノ上(2)Ⅱ (139040036)	佐用郡佐用町乃井野 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
徳平Ⅰ (139040037)	佐用郡佐用町乃井野 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
三方里Ⅰ (139040038)	佐用郡佐用町乃井野 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ脇(1)Ⅱ (139040039)	佐用郡佐用町乃井野 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
西ノ脇(2)Ⅱ (139040040)	佐用郡佐用町乃井野 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
乃井野(1)Ⅰ (139040041)	佐用郡佐用町乃井野 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
乃井野(2)Ⅰ (139040042)	佐用郡佐用町乃井野 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
乃井野(3)Ⅰ (139040043)	佐用郡佐用町乃井野 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
乃井野(4)Ⅰ (139040044)	佐用郡佐用町乃井野 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
乃井野(1)Ⅱ (139040045)	佐用郡佐用町乃井野 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
乃井野(2)Ⅱ (139040046)	佐用郡佐用町乃井野 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
島脇(1)Ⅰ (139040047)	佐用郡佐用町末広 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
島脇(2)Ⅰ (139040048)	佐用郡佐用町末広 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
久保(1)Ⅰ (139040049)	佐用郡佐用町末広 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
久保(2)Ⅰ (139040050)	佐用郡佐用町末広 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊

新宿Ⅱ (139040051)	佐用郡佐用町末広 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
三日月(1)Ⅰ (139040052)	佐用郡佐用町三日月 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
三日月(2)Ⅰ (139040053)	佐用郡佐用町三日月 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
三日月(1)Ⅱ (139040054)	佐用郡佐用町三日月 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
三日月(2)Ⅱ (139040055)	佐用郡佐用町三日月 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
田此Ⅰ (139040056)	佐用郡佐用町三日月 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
茶屋Ⅰ (139040057)	佐用郡佐用町三日月 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
茶屋Ⅱ (139040058)	佐用郡佐用町三日月 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
西村(1)Ⅰ (139040059)	佐用郡佐用町三日月 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
西村(2)Ⅰ (139040060)	佐用郡佐用町三日月 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
西村(3)Ⅰ (139040061)	佐用郡佐用町三日月 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
西村Ⅱ (139040062)	佐用郡佐用町三日月 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
能谷Ⅰ (139040063)	佐用郡佐用町三日月 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
手布Ⅱ (139040064)	佐用郡佐用町三日月 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
能谷(1)Ⅱ (139040065)	佐用郡佐用町三日月 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
能谷(2)Ⅱ (139040066)	佐用郡佐用町三日月 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
猪ノ谷(1)Ⅱ (139040067)	佐用郡佐用町三日月 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
猪ノ谷(2)Ⅱ (139040068)	佐用郡佐用町三日月 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
広山Ⅰ (139040069)	佐用郡佐用町広山 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
広山Ⅱ (139040070)	佐用郡佐用町広山 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
弦谷(1)Ⅰ (139040071)	佐用郡佐用町弦谷 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
弦谷(2)Ⅰ (139040072)	佐用郡佐用町弦谷 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊

弦谷(3)Ⅰ (139040073)	佐用郡佐用町弦谷(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
弦谷(1)Ⅱ (139040074)	佐用郡佐用町弦谷(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
弦谷(2)Ⅱ (139040075)	佐用郡佐用町弦谷(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
弦谷(3)Ⅱ (139040076)	佐用郡佐用町弦谷(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
三原(1)Ⅰ (139040077)	佐用郡佐用町三原(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
三原(2)Ⅰ (139040078)	佐用郡佐用町三原(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
三原(1)Ⅱ (139040079)	佐用郡佐用町三原(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
三原(2)Ⅱ (139040080)	佐用郡佐用町三原(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
三原(3)Ⅱ (139040081)	佐用郡佐用町三原(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
三原(4)Ⅱ (139040082)	佐用郡佐用町三原(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
西大畑Ⅱ (139040083)	佐用郡佐用町大畑(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
三ツ尾Ⅱ (139040084)	佐用郡佐用町大畑(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
猪ノ谷Ⅰ (239040001)	佐用郡佐用町真宗(別図85のとおり)	土石流
大谷Ⅱ (239040002)	佐用郡佐用町真宗(別図86のとおり)	土石流
下谷Ⅱ (239040003)	佐用郡佐用町真宗(別図87のとおり)	土石流
池ノ内Ⅰ (239040004)	佐用郡佐用町上本郷(別図88のとおり)	土石流
妙谷Ⅰ (239040005)	佐用郡佐用町上本郷(別図89のとおり)	土石流
鞍駈川Ⅰ (239040006)	佐用郡佐用町上本郷(別図90のとおり)	土石流
上山川Ⅰ (239040007)	佐用郡佐用町上本郷(別図91のとおり)	土石流
京路①Ⅱ (239040008)	佐用郡佐用町上本郷(別図92のとおり)	土石流
京路②Ⅱ (239040009)	佐用郡佐用町上本郷(別図93のとおり)	土石流
妙見Ⅱ (239040010)	佐用郡佐用町上本郷(別図94のとおり)	土石流

亀尻Ⅱ (239040011)	佐用郡佐用町上本郷（別図95のとおり）	土石流
天満Ⅱ (239040012)	佐用郡佐用町上本郷（別図96のとおり）	土石流
尾木谷川Ⅰ (239040013)	佐用郡佐用町志文（別図97のとおり）	土石流
野坂谷Ⅱ (239040014)	佐用郡佐用町志文（別図98のとおり）	土石流
本谷Ⅱ (239040015)	佐用郡佐用町志文（別図99のとおり）	土石流
押ヶ谷Ⅱ (239040016)	佐用郡佐用町志文（別図100のとおり）	土石流
ツボサコⅠ (239040017)	佐用郡佐用町春哉（別図101のとおり）	土石流
春哉川Ⅰ (239040018)	佐用郡佐用町春哉（別図102のとおり）	土石流
ゴンビサコⅠ (239040019)	佐用郡佐用町春哉（別図103のとおり）	土石流
仁増川Ⅰ (239040020)	佐用郡佐用町下本郷（別図104のとおり）	土石流
谷奥Ⅰ (239040021)	佐用郡佐用町下本郷（別図105のとおり）	土石流
奥山川Ⅰ (239040022)	佐用郡佐用町下本郷（別図106のとおり）	土石流
奥溪川Ⅰ (239040023)	佐用郡佐用町下本郷（別図107のとおり）	土石流
寺谷Ⅱ (239040024)	佐用郡佐用町下本郷（別図108のとおり）	土石流
吹土Ⅱ (239040025)	佐用郡佐用町下本郷（別図109のとおり）	土石流
湯浅ノ二Ⅱ (239040026)	佐用郡佐用町下本郷（別図110のとおり）	土石流
湯浅口川Ⅱ (239040027)	佐用郡佐用町下本郷（別図111のとおり）	土石流
明星Ⅰ (239040028)	佐用郡佐用町乃井野（別図112のとおり）	土石流
上ノ山谷Ⅰ (239040029)	佐用郡佐用町乃井野（別図113のとおり）	土石流
四ヶ谷Ⅰ (239040030)	佐用郡佐用町乃井野（別図114のとおり）	土石流
西ノ脇Ⅰ (239040031)	佐用郡佐用町乃井野（別図115のとおり）	土石流
井垣谷Ⅱ (239040032)	佐用郡佐用町乃井野（別図116のとおり）	土石流

御殿ノ奥Ⅱ (239040033)	佐用郡佐用町乃井野 (別図117のとおり)	土石流
田和ノ谷Ⅱ (239040034)	佐用郡佐用町乃井野 (別図118のとおり)	土石流
杉ノ奥川Ⅰ (239040035)	佐用郡佐用町末広 (別図119のとおり)	土石流
前谷Ⅰ (239040036)	佐用郡佐用町末広 (別図120のとおり)	土石流
平谷Ⅰ (239040037)	佐用郡佐用町末広 (別図121のとおり)	土石流
尾崎ノ奥川Ⅰ (239040038)	佐用郡佐用町末広 (別図122のとおり)	土石流
小滝川Ⅰ (239040039)	佐用郡佐用町末広 (別図123のとおり)	土石流
寺谷川Ⅰ (239040040)	佐用郡佐用町末広 (別図124のとおり)	土石流
田此川Ⅰ (239040041)	佐用郡佐用町三日月 (別図125のとおり)	土石流
金保谷Ⅰ (239040042)	佐用郡佐用町三日月 (別図126のとおり)	土石流
黒谷Ⅰ (239040043)	佐用郡佐用町三日月 (別図127のとおり)	土石流
西村川Ⅰ (239040044)	佐用郡佐用町三日月 (別図128のとおり)	土石流
古池谷Ⅰ (239040045)	佐用郡佐用町三日月 (別図129のとおり)	土石流
台乗谷Ⅰ (239040046)	佐用郡佐用町三日月 (別図130のとおり)	土石流
三本松川Ⅰ (239040047)	佐用郡佐用町三日月 (別図131のとおり)	土石流
猪ノ谷Ⅱ (239040048)	佐用郡佐用町三日月 (別図132のとおり)	土石流
見附谷Ⅱ (239040049)	佐用郡佐用町三日月 (別図133のとおり)	土石流
池谷Ⅱ (239040050)	佐用郡佐用町三日月 (別図134のとおり)	土石流
敷谷Ⅱ (239040051)	佐用郡佐用町三日月 (別図135のとおり)	土石流
奥谷Ⅰ (239040052)	佐用郡佐用町広山 (別図136のとおり)	土石流
小谷Ⅰ (239040053)	佐用郡佐用町弦谷 (別図137のとおり)	土石流
谷口Ⅱ (239040054)	佐用郡佐用町弦谷 (別図138のとおり)	土石流

宮ノ向Ⅰ (239040055)	佐用郡佐用町三ツ尾 (別図139のとおり)	土石流
シット①Ⅱ (239040056)	佐用郡佐用町三原 (別図140のとおり)	土石流
シット②Ⅱ (239040057)	佐用郡佐用町三原 (別図141のとおり)	土石流
西ノ谷Ⅱ (239040058)	佐用郡佐用町三原 (別図142のとおり)	土石流
サコ谷Ⅱ (239040059)	佐用郡佐用町三原 (別図143のとおり)	土石流

(別図1から別図143までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第440号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

	氏 名	住 所
理 事 長	有 田 茂	赤穂市砂子295番地
副理事長	松 本 茂	同 市北野中472番地の55
理 事	明 石 元 秀	同 市加里屋3205番地の3
同	磯 家 亮 一	同 市北野中264番地
同	大 木 進	同 市北野中110番地の1
同	塩 本 英 治	同 市砂子403番地の6
同	新 家 弘 市	同 市北野中472番地の35
同	大 道 壽 基	同 市南野中70番地
同	畑 中 美 範	同 市砂子193番地
同	宮 崎 秀 幸	同 市北野中397番地の117
同	宮 本 近 司	同 市南野中154番地



兵庫県告示第441号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、篠山市篠山口駅西土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

	氏 名	住 所
理 事 長	杉 本 昌 治	篠山市大沢一丁目11番地1
副理事長	前 川 卓 治	篠山市大沢一丁目13番地21
理 事	植 野 良 治	篠山市中野147番地1
同	小野田 幸 夫	篠山市大沢一丁目10番地16
同	北 嶋 一 郎	宝塚市武庫山二丁目5番22号
同	田 畑 富 子	篠山市杉18番地1
同	前 川 修	篠山市大沢一丁目4番地20



兵庫県告示第442号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業施行期間
 変更前 平成17年2月15日から平成25年3月31日まで
 変更後 平成17年2月15日から平成30年3月31日まで
- 2 変更認可の年月日
 平成22年3月29日



兵庫県告示第443号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成22年4月9日から適用する。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

表財団法人兵庫県警察協会の項中

	同 神戸優良・高齢運転者運転免許更新センター支部	神戸市中央区下山手通
--	--------------------------	------------

を

	同 神戸優良・高齢運転者運転免許更新センター支部	神戸市中央区下山手通
	同 兵庫県交通安全学校姫路分校支部	姫路市北条

に改める。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成22年3月26日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人蓼の会ぐりん・どあ
 - イ 代表者の氏名 中谷歌江
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区琵琶町1丁目1番20号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行うとともに、障がい者

と地域住民に対して、地域社会との交流・発信事業を行い、障がい者の日常生活指導や訓練、また軽作業や様々な活動を通じて、生き甲斐があり安心して働ける職場づくりとすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成22年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人K I Z U N A神戸

イ 代表者の氏名 川野 進

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区狩口台6丁目5番29号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市内を中心とする地域住民、特に地域の高齢者等に対して、日常的な生活支援活動を行い、人と人、地域と地域の絆から、誰もが元気で生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成22年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人お節介倶楽部

イ 代表者の氏名 酒居 啓介

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市東延末4丁目60 タイホービル東延末3F

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ子供達に対して自立できるようにする訓練等に関する事業を行い、障害を持つ子供達が住みやすい環境、すなわち大人の障害者や老人達も住みやすい環境を作ることにより心豊かな地域社会の構築に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成22年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人環境ユースイングてんま

イ 代表者の氏名 赤坂 晃

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町岡2197番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、「だれでも、いつでも、自然とふれあい」を通じて、自然の恵みと命の大切さ、豊かな心を育むと共に、地域住民の自発的・主体的運営による自然体験学習事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成22年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぽぷら

イ 代表者の氏名 立花 二三香

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区深江南町4丁目10番25号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、地域参加への支援に関する事業を行い、地域とともに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成22年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人但馬NPO応援隊

イ 代表者の氏名 日下 博勝

ウ 主たる事務所の所在地 朝来市和田山町和田山283番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者等に対して、自立支援及び社会参加の促進に関する事業を行うとともに、豊かな自然環境が残る朝来市の里地里山を次世代に継承するため、里地里山の環境保全事業等を行い、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成22年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ほたるの里奥米地

イ 代表者の氏名 古堂 喜明

ウ 主たる事務所の所在地 養父市奥米地773番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、養父市奥米地地区を中心とする住民及び都市住民等に対して、環境体験学習事業、都市農村交流事業及び地域環境の保全・向上事業等を行い、人々が心豊かに交流し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成22年3月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸コアラ

イ 代表者の氏名 中 村 忠 司

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区滝谷町1丁目6番713号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護タクシー事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請のあった年月日 平成22年3月26日

2 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称 特定非営利活動法人とも杖

(2) 代表者の氏名 金 子 庸 子

(3) 主たる事務所の所在地 明石市太寺4丁目12-11 太寺荘F 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者が豊かな社会生活を営むためにというテーマに関して障害者及び高齢者の生活支援、障害の有無を越えた幅広い交流活動を行い、障害者、高齢者と健常者の自己実現を図る事業を行うことによって、真のノーマライゼーションの実現を達成し、もって真の人間性あふれる住みやすい社会の創造に寄与することを目的とする。



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積 ㎡	地目	予定価格 千円	入札保証金 千円
ア	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目65番	1,014.88	宅地	30,954	3,096
イ	宝塚市宝梅2丁目146番	220.78	宅地	30,755	3,076
ウ	加古川市東神吉町出河原字出口838番1	415.41	宅地	12,089	1,209

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成22年4月9日（金）から同月27日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成22年4月9日（金）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成22年4月27日（火）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話（078）341-7711 内線 2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成22年5月14日（金）午後1時から同月21日（金）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成22年5月21日（金）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



私立幼稚園の設置認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり私立幼稚園の設置を平成22年3月29日に認可した。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	位 置	設 置 者	開校年月日
みつみ幼稚園	丹波市山南町谷川字天神下1124番地	社会福祉法人みつみ福祉会	平成22年4月1日
よしみ幼稚園	同 市市島町梶原1124番地	社会福祉法人吉見福祉会	同 月1日



私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条で準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成22年3月29日に認可した。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
名村編物学院	姫路市東雲町4丁目5番地	名村 親夫	平成22年3月29日



二級河川妙法寺川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川妙法川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局河川計画室及び神戸県民局神戸土木事務所に

において公表する。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三



新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき神戸市が施行している西神第2地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

工事完了工区

IV-19-1工区、IV-19-2工区



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市新田字大地頭1444番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市塩屋3450番地の38
社会福祉法人桜谷福祉会 理事長 花房 八重美
- 3 許可年月日及び許可番号
平成22年3月17日
兵庫県指令都計（開）第1-1-2号（21赤穂）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年4月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンタームサシ姫路店
所在地 姫路市広畑区夢前町三丁目1-7
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 アークランドサカモト株式会社
代表者の氏名 坂本 勝司
住所 新潟県三条市上須頃445番地
- 3 変更事項
 - (i) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
 - ア 変更前
坂本 守蔵
 - イ 変更後

坂本勝司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
アーランドサカモト株式会社	坂本勝司	新潟県三条市上須頃445番地

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
アーランドサカモト株式会社	坂本勝司	新潟県三条市上須頃445番地
株式会社三杉屋	杉本光晴	大阪府摂津市鳥飼本町5-13-10

- (3) 駐輪場の位置及び収容台数（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

50台

イ 変更後

100台

- (4) 荷さばき施設の位置及び面積（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

424平方メートル

イ 変更後

626平方メートル

- (5) 廃棄物等の保管施設の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

- (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前6時から午後6時まで

イ 変更後

午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

平成19年5月29日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成22年11月19日

- (3) 駐輪場の位置及び収容台数

平成22年11月19日

- (4) 荷さばき施設の位置及び面積

平成22年11月19日

- (5) 廃棄物等の保管施設の位置

平成22年11月19日

- (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成22年11月19日

5 届出年月日

平成22年3月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成22年4月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成22年8月10日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

企業庁公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成22年4月9日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 杉島 満

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 多田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 15,216,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 川西市多田院字巖険6-3
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
サミットエナジー株式会社 東京都中央区晴海1丁目8番11号
- 5 落札金額
163,539,294円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成22年1月8日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成22年4月9日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 横山 正雄

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 7,993,988kWh
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田市西野上字上通り152番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社神戸支店 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- 5 落札金額
87,593,696円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成22年1月8日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成22年4月9日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 高 本 修

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神出浄水場で使用する電気
予定使用電力量 5,800,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井字長原3番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社神戸支店 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- 5 落札金額
69,603,977円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成22年1月8日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成22年4月9日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 高 本 修

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 加古川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 5,039,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井字長原3番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園1丁目8番12号
- 5 落札金額
61,759,680円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成22年1月8日

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成22年4月9日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - (1) 神戸ブロック振り込め詐欺防止広報啓発支援委託事業
 - (2) 阪神ブロック振り込め詐欺防止広報啓発支援委託事業
 - (3) 東西播ブロック振り込め詐欺防止広報啓発支援委託事業

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年3月12日
- 4 落札者の名称及び住所
 - (1) 株式会社セプレ24 神戸市中央区下山手通2丁目13番3号
 - (2) 株式会社コアズ神戸支社 神戸市中央区磯辺通4丁目1番8号
 - (3) 株式会社セプレ24 神戸市中央区下山手通2丁目13番3号
- 5 落札金額
 - (1) 55,072,500円
 - (2) 60,948,956円
 - (3) 56,330,702円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成22年2月9日